

マイナンバーで便利な暮らし

平成30年2月1日(木)から住民票などの コンビニ交付サービスを開始

市では、全国のコンビニエンスストアなどでマイナンバーカードを利用して各種証明書が取得できるサービスを始めます。

これまで市役所支所で取得する必要があった各種証明書が、身近なコンビニなどで取得できるようになります。取得には、利用者証明用電子証明書暗証番号(4桁)を登録したマイナンバーカードが必要です。取得できる証明書と手数料
住民票の写し(1通300円)

印鑑登録証明書(1通300円)
戸籍の附票の写し(1通450円)
印鑑登録証明書の発行(午前6時30分～午後11時) 戸籍全部(個人事項証明書・戸籍の附票の写し) 1通300円



身近なコンビニなどのマルチコピー機を利用して取得できます

マイナンバーカードの申請と受取

■ 申請方法

① 郵送

各家庭に発送済みの通知カードと一緒に届いた個人番号カード交付申請書(右図)に必要事項を書き、顔写真を添付し、同封されていた申請用封筒で郵送して申し込む(封筒の差出有効期間が過ぎていても利用可)。申請用封筒がないときは、下記の宛先に郵送する。

宛先 地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター(〒219-8650・日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号)

② オンライン

マイナンバーカード申請用ウェブサイト (<https://net.kojinbango-card.go.jp>) で顔写真を添付して申し込む。

③ マイナンバー対応証明写真機

交付申請書を持参し、市役所1階などに設置されたマイナンバー対応証明写真機を利用して申し込む。

④ 市役所・支所の窓口

通知カード・住民基本台帳カードの返還と顔写真、本人確認書類を持参し、市役所・支所の窓口で申し込む。

■ 受取方法

①から③はカードの交付準備が完了すると、交付通知書のはがきが送付されるので、同封のお知らせに記載された必要書類を本人が持参し、市民課の窓口で受け取る。④は住所地に郵送します。

■ その他

15歳未満の人と成年被後見人は、法定代理人の同行が必要。住所・氏名を変更した人は交付申請書が無効になるため、市役所に問い合わせてください。



個人番号カード 申請 検索



曜日午前9時～午後5時(いずれも12月29日から1月3日までを除く)。
利用できる場所 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK・サンクス、ミニストップなどマルチコピー機が設置されている場所

カードの申請を
マイナンバーカードは、

問合先
市民課
☎ 9803

機で行政サービスを選択
②マルチコピー機にマイナンバーカードをセットし、暗証番号を入力 ③取得したい証明書と枚数を入力 ④手数料を投入して発行 安全性の確保 証明書を発行するときは、専用回線で暗号化された通信を行い、端末上の証明書の個人情報 は自動的に消去されます。 また、発行された証明書には両面に偽造防止処理が施されています。
このほかにもさまざまなサービスを利用できます。公的な身分証明書として使うことや、税の確定申告を自宅のパソコン(ICカードリーダーが必要)で行うことができます。また、今後は子育てに関する各種行政手続きや、民間のオンライン取引などのサービスにも対応を予定しています。初回の交付手数料は無料なのでこの機会にマイナンバーカードの申請をしましょう。

立地適正化計画(素案)に対する意見の募集と説明会

市では、人口減少や高齢化が進んでも暮らしやすいまちを目指し、同計画を策定しています。この計画の素案への意見を募集します。

閲覧場所 都市計画課、情報公開コーナー、支所、市ウェブサイト

意見の提出条件 次のいずれかに該当すること。(1)市内在住・在勤・在学者 (2)市内に事業所のある個人・法人・団体 (3)利害関係のある個人・法人・団体

提出方法 任意の用紙に意見と住所、氏名または名称、電話番号、上記提出条件のいずれに該当するかを書き、11月30日(木)までに、窓口か郵送、ファクス、eメールで提出する。

説明会 同計画や都市計画マスタープランなど今後のまちづくりについて意見をいただくため、右表の日程で説明会を開催します。いずれも当日直接会場へ

問合先 コンパクトシティ推進室(〒290-8501) ☎ 9838、FAX 1478、compactcity@city.ichihara.lg.jp

説明会の日程	
日時	会場
11/2(木) 19:00～20:30	南総公民館
11/5(日) 10:00～11:30	五井公民館
11/5(日) 14:00～15:30	姉崎公民館
11/7(火) 19:00～20:30	辰巳公民館
11/9(木) 19:00～20:30	三和コミュニティセンター
11/11(土) 10:00～11:30	ちはら台支所
11/11(土) 14:00～15:30	青少年会館

募集

農業委員・農地利用最適化推進委員

市農業委員会では、平成30年4月から農業委員と農地利用最適化推進委員として活動する人を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
任期	平成30年4月19日から3年間	委嘱日から農業委員の任期満了日まで
業務内容	農地の権利移動(貸借・売買・転用)の審査など	農地利用の最適化推進のための現地活動など
条件・人数	農業に関する見識があり、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌事項に関しその職務を適切に行うことができる人・17人	農地などの利用の最適化の推進に熱意と見識がある人・30人
報酬額	56,000円/月	40,000円/月
申込方法	支所、公民館、菊間・三和・ちはら台コミュニティセンター、農業センター、youホールにある応募用紙(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要事項を書き、次の添付書類を添えて11月30日(木)(消印有効)までに窓口か郵送で申し込む(農業者など3人以上が法人・団体による推薦可)。	
添付書類	①本籍が記載された住民票 ②認定農業者か認定農業者に準じるときは、それを証明する書類の写し	
選考方法	一次(書類)と二次(面接)による選考	

申込・問合先 農業委員会事務局(〒290-8501) ☎ 9837